

古文書解読チャレンジ講座第二十五回

公園はワンダーランド その三

出典：東京府文書

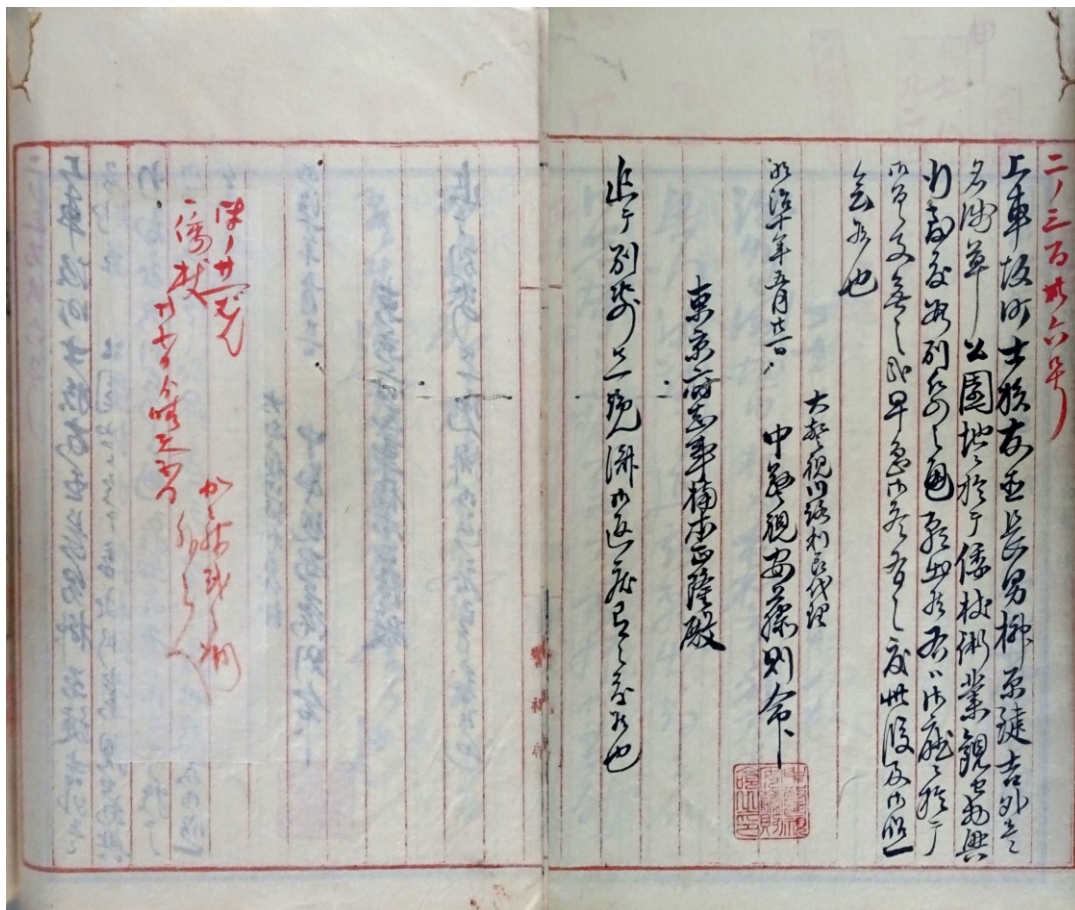
『公園地観セ物等警視往復（庶務課）』

（請求番号609 D5 06）

令和元年八月 東京都公文書館

前回に続いて明治初期に東京の公園で行われていた見世物を当館所蔵公文書で見えていきましょう。

一、史料



二、史料の解読／読み下し例

二ノ三百卅六号

二ノ三万七千六百号

上車坂町士族友直長男榊原鍵吉外志

名浅草公園地ニ於テ倭杖術業観セ物興

名浅草公園地ニ於テ倭杖術業観セ物興

行致度段別紙之通願出候右ハ御序ニ於テ

り申渡候別紙之通願出候右ハ御序ニ於テ

御差支無之哉早急御答有之度此段及御照

会候也

云々也

大警視川路利良代理  
大警視川路利良代理

明治十年五月廿二日

中警視安藤則命

印

追テ別紙御一覽

東京府知事楠本正隆殿

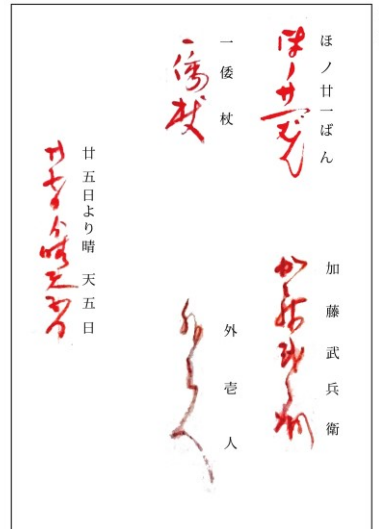


東京府知事楠本正隆殿

追テ別紙御一覽濟御返戻有之度候也

追テ別紙御一覽濟御返戻有之度候也

○貼り紙



【解読文】

二ノ三百卅六号

上車坂町士族友直長男榊原鍵吉外志

名浅草公園地ニ於テ倭杖術業観セ物興

行致度段別紙之通願出候右ハ御序ニ於テ

御差支無之哉早急御答有之度此段及御照

会候也

大警視川路利良代理

明治十年五月廿一日

中警視安藤則命 印

東京府知事楠本正隆殿

追テ別紙御一覽濟御返戻有之度候也

○貼り紙

ほノ廿一ばん

一倭杖

加藤武兵衛

外志人

廿五日より晴天五日

【読み下し例】

二ノ三百三十六号

上車坂町士族友直長男榊原鍵吉外壱

名浅草公園地ニ於テ倭杖術業観セ物興

行致したき段別紙の通り願ひ出候、右ハ御序ニ於テ

御差し支えこれなき哉、早急御答これありたく此段御照

会に及び候也

大警視川路利良代理

明治十年五月廿一日 中警視安藤則命 印

東京府知事楠本正隆殿

追テ別紙御一覽済御返戻これありたく候也

○貼り紙

ほノ廿一ばん

一倭杖 加藤武兵衛

外壱人

廿五日より晴天五日

三、史料解説

明治十年（一八七七）五月二十一日の照会文です。

出願者榊原鍵吉は、幕末から明治にかけて活躍した剣術（直心影流）の達人。幕末に車坂に道場を開いています。明治六年（一八七三）武芸者の困窮を助けるために「撃剣会」を催し、剣の立ち合いを見世物興行として成功させます。

江戸・東京の様々な出来事を年代順に書き記した「武江年表」<sup>2</sup>には、明治六年四月末から「撃剣会」として、剣術の師場を構へ、試合をなして見物を招く」とあり、浅草左衛門町河岸で榊原が始め、見物人が群れをなしていたと記されています。これを見て、他の道場も同様の試みを始め、表神保町南側で岡田武重（神道無念流）、浅草寿町で千葉周作と海保順吉（北辰一刀流）、本所御船蔵前でも千葉東一郎と之胤（同流）などが撃剣会を行っています。他にも柔術や馬術、長刀や鎗などの試合が見世物として行われました。

ところが剣術家にとって一大事が起こります。明治九年（一八七六）三月二十八日、太政官から「大礼服着用並軍人等の外帯刀被禁の件」、いわゆる廃刀令が出され、大礼服着用の場合や、軍人・警察官吏などが制服を着用する場合以外に刀を身に付けることを禁じられてしまったのです。

そこで榊原が考案したのが「倭杖（やまとづえ）」<sup>3</sup>。これは帯に掛けるための鉤が付いた木刀で、剣の代わりにこれを使って興行を続けたのです。「武江年表」にも「倭杖 榊原鍵吉殿の工夫、場を定めて、試合をなし見する」とあり、願書に貼られた貼り紙に「晴天五日」と記されていることから、野天で試合を行っていたのでしょうか。この杖は、興行のためだけではなく、護身用として販売も行っていました。

剣術家としての技量だけでなく、こうした涙ぐましい努力によって剣の道が廃れずに済んだ功績を称え、全日本剣道連盟は平成十五年（二〇〇三）に彼を剣道殿堂として顕彰しています。

ところで貼り紙には小さく肩書に「ほノ廿一ばん」と記されています。これは公園地内の場所を示しています。浅草は、江戸時代から浅草寺や三社権現などへの参詣者が集まる繁華な地でした。特に浅草寺本堂西側は「浅草奥

山」と呼ばれ、数多くの見世物小屋や水茶屋などが集まる歓楽街でした。明治六年浅草寺周辺が公園地に指定されてからもそうした状況は変わらず、明治七年の段階で三千三坪の敷地に二百五十軒の小屋が立ち並んでいました<sup>3</sup>。これらを管理するため、小屋の軒別にいろいろの文字と番号を付していたのです。

<sup>1</sup> 合字は環境依存文字のため、かな文字で表記しています。

<sup>2</sup> 斎藤幸成「武江年表 卷十二」江戸叢書刊行会『江戸叢書』十二卷 大正六年所収

<sup>3</sup> 「戸長より公園地所扱方向」明治七年十一月九日 請求番号608.A6.17